

教育委員会会議 会議録〔詳細〕は、市役所1号館地下の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議 会議録〔概要〕

令和8年6月教育委員会会議：定例会

期 日 令和8年6月10日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時31分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 菅谷 義範 委員
柴内 靖 委員

傍 聴 者 1名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	宮崎由美子
	教育部参事(指導課長事務取扱)	山本 健太	教育総務課長	藤崎 裕之
	教育センター所長	塚本 崇	社会教育課長	舎人 樹央
	学務課主幹	砂押 裕介	中央公民館長	照井 慎
	教育施策推進室長	指旗 尚	教育総務課施設班長	須藤 克友
	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司		
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	篠永 誉央

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より3件報告 (教育長)

諸般の報告を3点申し上げる。校長の目標申告面談、千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会についての3点である。

1つ目の校長の目標申告面談だが、各校長が自校の課題解決に向けた方針を明確に示し、所属職員一人一人を大切にされた学校経営を進めていることを強く感じた。特徴的なこととして、多くの校長が校内組織の活性化と教職員の協力体制の構築、そして、働き方改革から働きがい改革を目標に掲げていたことである。その具体的な方策としては、一例を挙げると、30代の比較的

若い職員を主任層へ登用し、活躍の場を創出する一方で、ベテラン層の職員には若年層の指導的な役割を託す、このような校内体制を構築している、そういう報告が多くあった。

また、面談の中で多くの校長が語った言葉として、教職員との対話、コミュニケーション、ワーク・ライフ・バランス、ウェルビーイングというワードを語る校長が多かったことが印象に残っている。

2つ目は、5月21日に浦安市で開催された令和8年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会について。定期総会については、会長である浦安市教育長、船橋紀美江会長のご挨拶により始まり、続いて、県教育委員会の教育長、杉野可愛教育長が来賓として祝辞をいただいた。祝辞の中では県の重点的な取組についても説明があった。総会後の特別講演としては「部活動の地域展開等について」という演題でスポーツ庁地域スポーツ課、津々木晶子課長補佐から講演があった。本施策推進の背景として、少子化と教員の働き方改革という避けられない要因があること、そして、令和8年度から13年度の改革実行期間内に休日における全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すこと、関連予算の説明として、今年度予算の追加募集があることの説明があった。追加募集については、特に平日地域展開に関しては補助率100%であることから、ぜひ検討してほしいとのことだった。また、津々木課長補佐からは国は決してはしごを外すことはないとのこと発言があり、本施策に対する国の強い姿勢及び本気度を強く感じた。

3つ目は、5月29日に上越市で開催された令和8年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会について。総会後の研修会では「次期学習指導要領に向けた検討について」という演題で、文部科学省初等中等教育局教育課程課の栗山和大教育課程企画室長より、令和8年夏頃の取りまとめと今年度中の答申を見据えた次期学習指導要領の検討状況について説明があった。次期学習指導要領は、周知、移行期間を経て、小学校は令和12年度、中学校は令和13年度から全面実施される予定。その方向性は、人口減少、少子高齢化、グローバル化、急速なデジタル化などを背景に示されている。講話では「主体的・対話的で深い学び」のうち、とりわけ深い学びに重点が置かれた。「深い学び」とは情報同士を意味づけて結びつけ、新たななぜを生み出す学びであり、これにより知識や技能が活用され、未知の状況に対する思考力、判断力、表現力が育成されると説明された。

また、若手教員の増加を踏まえ、次期学習指導要領では優れた実践を全教員で共有できるよう構造化・表形式化を進めるとともに、多様な児童生徒に対応するための裁量的な時間の確保など、学校が柔軟に教育課程を編成できる方向が示された。これに伴い、教科書の内容精選も求められているということだった。そして、AIの進展など社会が大きく変化する中で、子どもに何をどのように身につけさせるべきか、市教育委員会として何ができるかを本講話や今後の改訂移行期間を通じて考えていく必要があると感じた。

その後の記念講演では、「越後の都と徳川の城」という演題で、上越市立歴史博物館の花岡公貴館長より、越後の都とされる上越市にある城郭、特に江戸時代に築かれた高田城について講演があった。高田城は、石垣や天守を持

たない一方で、規模の大きい城であり、実質3か月という短期間で築城された点が特徴。築城直後に大坂冬の陣が始まり、翌年の夏の陣で豊臣氏が滅亡していることから、その準備、布石として築かれたと考えられている。

また、松平忠輝が下総佐倉4万石を治めていたことから、佐倉と上越の縁を感じる講演だった。上越市は約3万年前から人々が暮らしてきた歴史ある町であり、歴史博物館を有するなど、その特色を生かしたまちづくりを進めている。こうした取組は、佐倉市にとっても参考になると感じた。

② 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

佐倉市内小中学生の卒業者の進路について報告する。

資料は令和7年度末進路状況調査結果。初めに、小学校について、公立中学校への進学率が94%、この中には県立千葉中学校3名も含まれている。私立中学校は、5.6%。また、千葉大附属中学校へ2名が進学。その他の3名については、海外への移住、海外の日本人学校、都内のインターナショナルスクールがそれぞれ1名。

次に、中学校について、国公立高校への進学率は59.5%、私立高校への進学率は39.6%。高等学校全体への進学率は99.4%だった。市内の公立4高校への進学率は16%となっている。就職者が0名、在家庭は5名で、日常生活を優先したり、在家庭で今後の自分の将来について考える等、様々な事情によるものとなっている。中学校のその他の3名については、自衛隊工科学校、インターナショナルスクール、市外転居後の進路選択、それぞれ1名となっている。

③ いじめの状況について【指導課長】

5月のいじめの状況について報告する。いじめの認知件数は、小学校が183件、中学校が110件、合計293件。今月新たな認知は94件となっている。小学校における暴力事案が3件報告をされている。引き続き初期対応の大切さを各学校に伝え、早期発見、早期対応に努めるよう指示をし、丁寧に進めていく。

④ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、5月18日から6月5日までの報告をする。水ぼうそうが9名、溶連菌感染症が6名、流行性耳下腺炎2名、新型コロナウイルス感染症と感染性胃腸炎が各1名、全疾患合計で19名の報告があった。本期間の学級閉鎖はない。感染症の状況は、現在落ち着いているが、引き続き注視して対応に当たる。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

インフルエンザは、もうほとんどなくなったと考えていいと思う。先週第23週、6月1日から6月7日だが、印旛市郡医師会内の発生が1件しかなく、定点当たり0.045。その前の週、第22週、5月25日から5月31日が全体で2件、定点0.09、その前の週、第21週、5月18日から5月24日、全体で4件、定点当たり0.18なので、まずこれからは増えないだろう。ただ、いつ

も話しているが、夏になっても最近ゼロにならないところがちょっと悩ましいところだが、そこまで警戒しなくていいだろう。

それから、新型コロナウイルス感染症、先週、第 23 週、6 月 1 日から 6 月 7 日が全体で 11 件、まだ定点 0.5 ある。その前の週の 22 週、5 月 25 日から 5 月 31 日が 14 名、定点当たり 0.64、それから、もう一つ前の第 21 週、5 月 18 日から 5 月 24 日が全体で 12 名で、定点当たり 0.55 なので、横ばいの状態。そのため、決してゼロになっておらず、いつも途中からまた増加傾向に出てくるが、今のところ増加傾向はないので、いつものとおりの注意でいいと思う。人混みや公共交通機関はやっぱりマスクをするなどの注意も必要かもしれないが、大分、皆さん、もう意識が緩んでいて、ほとんどマスクはしていないなという状況である。

それから、先ほど感染性胃腸炎が 1 名ずつということだったが、先週、第 23 週、6 月 1 日から 6 月 7 日、印旛市郡医師会内で全体で 70 名、定点当たり 5 になっている。その前の週の 22 週、5 月 25 日から 5 月 31 日が全体で 59 名、定点当たり 4.21 なので、若干増えたのだろうということだ。これについては、もうご存じだと思うが、汚物の処理である。吐いたもの、特に室内で吐いてしまうと、消毒をきちっとしても、拭き残しがあると乾燥して部屋の中にウイルスと細菌が飛び出して感染を起こしやすくなるので、汚物の処理だけきちっとしていただければいいと思う。発熱と下痢があった場合は、学校をお休みしてもらったほうがいいかなと思う。症状的には二、三日で治まるはずなので、その辺だけ気をつけていただきたい。

あと、溶連菌は第 23 週、6 月 1 日から 6 月 7 日までだが、全体で 40 人、定点当たり 2.86、それから、その前の週の 22 週、5 月 25 日から 5 月 31 日が全体で 62 名、定点当たり 4.43 なので、少し減っているのだろう。

3 議決事項

議案第 1 号 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、委嘱候補者名簿。佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例第 5 条には、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は 6 人以内、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとし、弁護士、医師、臨床心理士、いじめに関する調査または審議を行うために必要な、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識または経験を有すると教育委員会が認める者となっている。これらを踏まえ再任が 4 名、新任 2 名の候補者を選出。

委嘱期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年間。

2 ページ目は委員候補者の略歴、3 ページ目は委嘱状の案である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

候補者の中に令和 7 年から事故調査委員をされている方がいるが、この方の専門分野は。

【指導課長】

専門分野は学校問題、人権問題。

【委員 1 名より】

学校問題というのは、いじめや青少年の不登校などが専門か。

【指導課長】

そのとおりである。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、委嘱候補者名簿。今回は条例上の定員 15 名以内に対し 11 名を選任。理由としては、今後の社会教育委員の方向や社会教育委員の選任に当たり、これからの 2 年間、特にご議論をいただきたい内容として、地域や大学、高等学校との連携、それから、コミュニティ・スクールの推進、家庭教育の充実、また、佐倉学の推進を重点項目として捉え、そのいずれかに該当する方々を選任した。今後議論を深める中、また、新規の案件などがあつた場合など、必要に応じ委員の増員等検討する予定。

委嘱期間については、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年間。

2 ページ目は、候補者の略歴。3 ページ目は委嘱状（案）を、4 ページ目からは佐倉市社会教育委員設置条例を添付。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

条例の第 2 条で委員が 15 名以内ということになっているが、区分が 5 区分あるので、平均すると 1 区分 3 名ずつだが、学識経験者と家庭教育指導者が 1 名ずつ、ほかは 3 名ずつというバランスはよろしいのか。

【社会教育課長】

学識経験をいただいている方及びその家庭教育の指導者の方については、長年務めていただいている、貴重な意見をいただいていることから十分人数以上の働きができると思っている。

【委員 1 名より】

会議なので何か決めなければいけないことがある。それは、例えば多数決のような決め方をするのか。それとも、ただ単に諮問で終わるのか。

【社会教育課長】

社会教育委員会議は、社会教育事業に関して調査、審議を行う。私たちが提案した中で様々なご意見をいただいて、最後は承認という形を取っている。

【委員 1 名より】

では、議決をして票を数えるということはないということか。

【社会教育課長】

そのとおり。

【委員 1 名より】

候補者の区分の関係で、第 2 条のこの 5 つの区分で、(5) の市民って書いてあるが、これは名簿の表の区分だと公募ということか。

【社会教育課長】

そのとおり。

【委員 1 名より】

そうであれば、書き方としては、市民と書いてもらって、(公募)としてもらうのいいのではないか。

【社会教育課長】

次回からそのようにしたい。

【委員 1 名より】

それぞれの申込書を見たが、神職をされている方がいる。申込書の内容としては、伝統文化とみこしの普及ということだが、社会教育にとっては公平な、宗教と関係ないということが前提だろうと思うのだが、心配はないか。再任なので大丈夫だと思うが。

【社会教育課長】

その方は、現在は神社等で勤めているが、その前が教諭や中央博物館、郷土博物館で勤務していた経験があり、特に佐倉学の歴史について、よくいろんなご意見をいただき、大変ありがたいご意見を頂戴している。

【委員 1 名より】

特に宗教との関わりがないということだ。

もう一つ、いろいろ意見書を見てみると、ご自分のことの話が中心で、なかなか具体的に、箇条書きで恩返しがしたいとか、勉強したいとか、そういうことが書いてある方がいるが、これは大丈夫か。

【社会教育課長】

その方は、熱心にご意見をいろいろいただき、実を言うと今回申込みをしようかどうかすごく思い悩み、最後の最後まで相談があった。これを最後だと思って一生懸命やりたいと思い、恩返しをしたいということだったので、その旨が書いてあるのだと思う。

【委員 1 名より】

意見書の中で、体当たりで公募するということを言われていて、一生懸命やっていただけるとは思うのだが、今後この方がどういうふうに行動されるかを見ていかなければいけないだろうというのが私の感想である。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について

中央公民館長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、委嘱候補者名簿。佐倉市立公民館の設置及び管理に關す

る条例、第12条第2項には審議会の委員は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると定めている。また、同条第3項には委員の定数は15人とし、その任期は2年とするとしている。

これらの規定を踏まえ、学校教育をはじめとする関係者と学識経験者11名、市民公募4名、計15名の候補者を選出した。今回再任が10名、新任が公募3名を含めて5名。1番から3番までの3名は、市内の高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者。4番は、社会教育の関係者で人権擁護委員からの選出。5番は、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、青少年相談員連絡協議会からの選出。6番から11番の6名は学識経験者として市内の6つの公民館から、それぞれ社会教育の見識を有する方を選出。12番から15番までの4名は公募による選出。今回4名の公募をしたところ、6名の応募があった。選考委員により申込書の内容及び小論文「これからの公民館に求められるもの」により審査した結果、4名を候補者とした。

委嘱期間については、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間。

2ページ目は、候補者の略歴。3ページ目は委嘱状（案）を、4ページ目からは佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例と規則を添付。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

議案第2号と同じような質問だが、条例第12条に定員15名と書いてある。ここも各区分の人数の定めがないが、この中に学識経験者が6名、家庭教育関係者、社会教育関係者がそれぞれ1名ずつということで、バランスを取れば3名ずつだろうと思うが、バランスはどうか。

それから、先ほどと同じ質問で、議決をするような事項がなくて諮問だけか。

【中央公民館長】

委員の人数配置について、学識経験者が6名というのは、佐倉市は6地区あるので、各地区から1名ずつ、各地区の特色ある事業などを評価するために選出した6名となる。社会教育関係者と家庭教育関係者1名ずつとなっているのは、社会教育委員と同じになるが、学識経験者の中に社会教育関係や家庭教育関係に携わっている方もいるので、そこを細かく学識経験者として区分すると、それ以外の社会教育、家庭教育の関係者は各1名ずつという人数配置となる。

2つ目の質問については、審議で意見を伺うことが主である。公民館の事業に関して、こういったことを行ったという報告をして、それに対する意見などをいただいております、議決は特にはない。

【委員1名より】

学識経験者の中に社会教育関係者、家庭教育関係者、同知識を有するというが、区分は変えられないのか。例えば、主に活動しているのが社会教育だったら、そちらに変えるとか、一くくりに学識経験者とするのではな

くて、もうちょっと分けるのでもいいのかなとは思うが。

【中央公民館長】

区分を変えるなら、逆に社会教育関係者や家庭教育関係者を学識経験者としているほうがなじむかと思う。

【委員1名より】

そしたら、学識経験者が8名になるが、それでもいいか。今バランスの話をしているので、もっとバランスが悪くなるが。

【中央公民館長】

持ち帰って、次の委員の選任のときに検討する。

【委員1名より】

意見書の中に、一つの案であるが、まちづくりに興味のある市の職員を公民館で集めグループ化し、夜間のグループ活動を支援するというのがある。今、働き方改革が進む中で、これは市の職員が時間外勤務をするということになるが、こういう提案をされるということをどう考えるか。

【中央公民館長】

あくまでも、この委員の意見、一つの案として伺っておければと考えている。

【委員1名より】

検討のときに問題にならなかったか。

【中央公民館長】

この項目が駄目だからといって、この委員を減点しようなどということは特になかった。

【委員1名より】

それは、一応一つの意見だからということだが、問題になったかならなかったか。議論はされたか。

【中央公民館長】

大きな議論といったものは特にはしていない。

【委員1名より】

なるべく時間外を少なくしようということを言っているから、もしその意見が進んだ場合に、公務としてやるのか、それとも、あくまでボランティアとしてやるのかをひとつ考えておかないと、ちょっと職員の負担が増えてしまう。

【中央公民館長】

今、佐倉市の中でも若い職員が中心になって様々な検討をするサークルのようなものもあり、そういったことも踏まえての意見かなということで、業務としてではなくて、自分たちで勉強会として公民館を使うのであれば問題はないのかなと考えている。

【委員1名より】

審議会なので、あくまで公民館から諮問された内容についての話をするというのが基本である。それに沿って提案、企画というふうに考えていいか。個人的に、こういうふうにしたいということではなく。

【中央公民館長】

各公民館で提案した年間計画だったり、報告の中で関連する意見があったり、取り入れる意見があれば、それを取り入れるというような形になる。

【委員 1 名より】

学識経験者が地区ごとに選ばれているというのは、各地区に公民館があるし、その運営上、必要なのかなという判断をしたのだと思う。ただ、学識経験者が部分的に社会教育に関与しているかもしれないけれども、やっぱり公民館なのだから社会教育に関することはきちっとメンバーを 1 名ではなくて複数入れておかないと、全体のバランスとして、何か不自然さを感じると思う。

それと、人選に当たっては、内容を読み、これで大丈夫なのかというのはあって、この意見を反映したらどうなるのかという部分をちゃんと踏まえて人選していかないと、誤った方向へ行ってしまう危険性もある。先ほどの説明で多少理解はしたけれども、慎重にやったほうがいいのではないかなというふうに思う。

公募については、必ず 4 名必要というわけではないか。

【中央公民館長】

公募の委員は全体の中の割合として、市民の声を取り入れるということで、公募の人数は 15 名であれば、4 名がその割合を満たすものとして、それで 4 名という設定。もし応募がなければ欠員というのもあるとは思う。

【委員 1 名より】

公募はなしと言っているのではなくて、公募は公募で市民の声を反映する上でも必要だと思う。ただ、先ほど言ったように、公民館の運営に関わる審議会なので、その専門家の意見がある程度反映していかないと、よりいいものにはならないので、今後、検討してもらえたらいいと思う。

《議決結果》

可決

議案第 4 号 佐倉市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、例規制定概要書。例規制定概要書及び規則案については、先月の協議より変更なし。まず、背景は、千葉県では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項に基づき、学校の運営及び当該運営に必要な支援について協議する機関として、保護者や地域住民で構成される学校運営協議会を各学校に設置することにより、地域全体で子どもを育てる体制の構築を推進しており、本市においても、全ての小中学校に学校運営協議会を設置するため、本規則を制定するものである。

対応方針は、法第 47 条の 5 に基づき制定することになるが、第 1 項、定員の定数については、これまでの学校評議員の 5 名を参考にし、第 47 条の 5 第 2 項に掲げる者のうち 10 名以内とした。第 3 項、法第 47 条の 5 第 4 項、第 7 項及び第 10 項について明記するもの。

2 ページ目、規則案。第 1 条は趣旨、第 2 条は設置、第 3 条は運営方針、

第4条は組織、第5条は委員、第6条は守秘義務等、第7条以降は運営協議会運営など必要な項目を定めている。

今後のスケジュールは、本日、教育委員会会議で承認いただいたら、速やかに委任について選任の準備を整え、令和8年7月より運営を開始する予定。

なお、先月の教育委員会会議においてもご意見を頂戴したが、7月の下旬に、早い学校は協議会を行っていききたいということで、学校運営協議会の説明や研修、年間計画の立て方、学校運営の基本方針の説明の仕方、教育委員会への意見の上げ方などの質問が多数、現在寄せられている。学校運営協議会は、学校と地域の協働、制度的に支える仕組みなので、それによって教育の質向上、教員の負担軽減、地域コミュニティの活性化を同時に実現することとして、地域住民、保護者、教職員、児童生徒が、それぞれの立場で参画することで持続可能で協働的な学校運営が可能となるよう努めていきたいと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学校運営協議会に切り替わるって話になったときに、やっぱり学校が知っていないといけないし、学校は理解をしないといけない。これまでに校長会を含めて、こういうことについて意見を問うような、または研修会等、どのぐらい実施してきたのか。

【社会教育課長】

学校運営協議会、いわゆる、コミュニティ・スクールの設置については、もともとは千葉県が作成しているコミュニティ・スクール導入ガイダンスに示されたロードマップがあり、それを基に令和6年から準備を進めてきた。具体的には、最初、千葉県の職員により、校長会において研修会を実施し、それから、私たち職員が各学校での個別説明を行い、質問に対して丁寧に答えながら導入準備に努めた。来週の校長会議で、第1回目の会議で委員に説明いただく予定の「コミュニティ・スクールとは」という資料を配布するとともに、会議の運営方法について本当に多くの質問が寄せられているので説明する予定。また、7月より協議会を開催する学校には私たちも参加し、先生含め委員の皆様にご理解いただくような説明をしたいというふうに考えている。

【委員1名より】

7月1日から実施するということだが、校長だけの問題ではなくて、職員にも下ろしていかなければいけない話が内容的にはあるので、校長の反応だけではなくて、職員の反応、先生方の反応というのは何か聞こえているか。

【社会教育課長】

学校運営協議会、このコミュニティ・スクール全体には会議の運営とともに、地域学校共同活動というものが一体的に推進するように進められている。それについても、放課後子ども教室や学習支援、それから体験事業など、令和6年度から進めてきた。校長先生、もちろん教頭先生のご意見

も多いが、体験事業を行う、学習支援を行うに当たっては、やっぱり担任の先生のご意見がすごく強いものがあり、そういうことを伺いながら今進めている。すぐに全ての教員の皆様の働き方につながるような理解を得るということまではいかないかと思うが、丁寧に資料を作成しながら今後説明してまいりたいと思っている。

【委員 1 名より】

7 月 1 日から全校が学校運営協議会として進めていくということが、決議されれば決まるが、これまでも学校運営に取り組んでいる学校は学校運営委員会という名前で取り組んでいる。それを、全部、今年度中に切り替えるという話になるか。あとは、学校評議員制度を取り入れている学校についても切り替えとなるか。

【社会教育課長】

まず、学校評議員の制度については、校長先生が必要に応じて、その学校運営に関して保護者や地域の方々からご意見を伺うということで、全校に今設置されている。

一方、学校運営委員会については、佐倉市版のコミュニティ・スクールのようなもので、各学校で要綱や会則を定めて保護者や地域住民の学校運営への連携、協力を進めるような役割になっていたが、10 校にとどまっているところである。

一方、学校運営協議会については、その保護者や地域の方々が一定の権限を持って学校運営に参加するというもので、同じような目標やビジョンを共有して、地域全体で子どもたちを健全育成や学校運営の改善に努めようとするものである。

このことがあるので、これまでの学校評議員制度や学校運営委員会の取組とか運営内容は適切に継承しつつ、まず学校運営協議会を設置して、充実に努めていきたいと考えているので、基本的には全ての学校評議員と学校運営委員会をこちらに移す予定である。ただ、今年度もう動き出している学校運営委員会もあるので、完全な移行は来年度以降になってしまうかもしれないが、できる限り学校の負担を軽減するためにも、この学校運営協議会一本というふうにしていきたいと思っている。

【委員 1 名より】

私の意見だが、校長会でぜひ言ってもらいたいことがあって、まず 1 点は、学校運営協議会を取り入れていくということは、システム上の問題よりも、取り組むことによって子どもたちの教育が充実するのだということ。子どもたちのためにやるのだという部分をしっかり押さえてもらいたいと。要するに、学校は校長先生をはじめ先生方が作った計画だけではなくて、周りの意見をちゃんと聞いて、子どもたちにはこうしたほうがいい、こんなやり方があるよということをきちっと修正した上で、これから学校運営をされていく話になるので、この制度に取り組んだときに、子どもたちのためになるのだという部分をしっかり押さえてくれという話を校長先生方にちゃんと伝えてもらいたいというのがまず 1 点。

2 点目は、学校運営協議会のメンバー、何名以内であったか。

【社会教育課長】

10 名以内。

【委員 1 名より】

そのメンバーの中に、今、学校評議員をやっている方が、多分入っていくと思うが、問題は外れる方もいる。校長先生方にお願いは、これまで学校評議員をやられた方が今回外れることに関しては、きちんとお礼を言って、丁寧な対応をしていただきたいなど。今、各学校の学校評議員は非常に学校に協力的であるし、学校を正しい方向へ導こうといろんな意見を出してくださっている方なので、今後も意見を言ういただける可能性もあるから、丁寧な対応をお願いできればということで、校長先生方にご理解を、伝えていただけたらと思う。

【委員 1 名より】

学校運営協議会は、今まで以上に学校への影響力が強くなるのだろうと思う。一番は人選の問題。規則の第 5 条にそれぞれの区分が書いてある。先ほどの質問と同じだが、バランスが必要だろうと思う。それから、学校の運営に関してかなりの支障が出るといけないので、きちっとした選考方法、その過程を明らかにしておくということが大事だろうと思う。

人の選び方は、短期間でやってしまうと、新たにいろんな障害が生じるかもしれないので、適宜修正できるという柔軟な態度で進めていかないといけないと思う。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（１）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：この点検評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものである。

報告書（案）の主な概要について説明をする。

初めに、報告書（案）の 1 ページ目、下段、2、佐倉教育ビジョン推進計画と点検・評価の対象事業について、現行の第 3 次佐倉教育ビジョンと教育ビジョン推進計画では、〔1〕学校教育、〔2〕教育環境、〔3〕生涯学習、〔4〕文化・芸術の 4 つの分野で基本方針を立てているが、このうち、〔4〕文化・芸術分野に係る事務事業が令和 6 年度に市長部局に移管されたことを受け、今回の点検・評価の対象事業としては、〔1〕学校教育、〔2〕教育環境、〔3〕生涯学習が主な対象となっている。

次に、3 ページの 3、点検・評価の方法。教育委員会の権限に属する重点事業 21 事業、通常事業 43 事業の計 64 事業の自己評価について 3 名の学識経験者に今後意見をいただく予定である。学識経験者の方々の主な経歴は、

報告書の後ろに添付している学識経験者名簿のとおり。3名のうち平川氏、大野氏は、昨年度に引き続きお願いする方々で、鷲頭氏については今年度から新たにお問い合わせの方である。

続いて、7ページ。令和7年度の主な実績。こちらから9ページにかけて、点検・評価、1、学校教育、2、教育環境及び3、生涯学習ごとに、令和7年度の主な実績を記載している。

続いて、10ページ。Ⅲ、教育委員会所管事業の点検・評価。点検・評価の対象となる事業、重点事業21事業、通常事業43事業、合計64事業の評価は従来どおり、各所属において事業ごとに質的評価と数的評価を行い、そのどちらかを主評価とし、それ以外を補助評価として総合評価をしている。令和7年度評価におきましては、全64事業について質的評価を主評価としている。質的評価については、こちらの表に基づき、AからDの自己評価を行い、重点事業、通常事業ともにA評価の割合が最も多く、C評価以下はなかった。

数的評価は、11ページ中段の表にあるとおり、目標達成率で評価を行い、事業全体ではA評価が最も多くなった。

総合評価は、その下の表のとおり、優先される主評価と補助評価の組合せにより評価し、重点事業、通常事業、合計いずれもA評価が最も多くなっており、C評価以下の事業はなかった。

12ページ。中段に自己評価のまとめを記載。令和7年度については、多くの事業が着実に取り組まれており、総合評価においてA評価が9割を超え、全体として各施策を堅実に進めることができたものと判断している。今後も、佐倉ならではの教育を推進するとともに、常に工夫や改善を試みながら、佐倉の教育施策全体がさらに充実したものとなるよう努めていく。

続いて、13ページ以降については、重点事業の事業評価シートで、事業概要、数値目標に対する達成率などのほか、今後の対応、課題等を記載。こちらは32ページまで続く。

33ページ以降は、全事業の自己評価一覧、数値目標と実績数値、評価理由を記。40ページまで続く。

以上が教育委員会会議で審議いただく部分となる。

今後の予定については、来月7月の定例教育委員会会議で議案として審議いただき、議決をいただいたら、学識経験者からの意見を巻末に添え、8月市議会定例会に提出して公表する予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

4 教育長閉会宣言